

青森県 風間浦村
第一次地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)
(案)

令和4年7月

(白紙)

ごあいさつ

◆◆ 目 次 ◆◆

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 地域福祉とは	4
3 地域共生社会とは	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間	6
6 計画の策定体制	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1 風間浦村の概況	9
2 福祉を取り巻く状況	11
3 地域福祉の担い手の状況	15
4 アンケート調査結果の概要	18
5 福祉課題の整理	25
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本目標	29
3 施策体系	30
第4章 施策の展開	33
基本目標1 支援・サービスが届く体制を共に創る	33
基本目標2 支え合う地域環境を共に創る	40
基本目標3 一人ひとりが福祉を担う意識を共に創る	44
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	49
1 計画の策定にあたって	49
2 成年後見制度利用に関する現状と課題	50

3	成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方及び目標.....	51
4	具体的な施策.....	52
第6章	計画の推進にあたって.....	57
1	計画の推進体制.....	57
2	計画の進行管理・評価.....	58
資料編	61
1	計画策定の経過.....	61
2	風間浦村地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	62
3	風間浦村地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	64

第1章 計画策定にあたって

(中表紙裏 白紙)

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の進行と人口減少社会への移行、社会構造や産業構造の変化、地域住民のつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、8050問題¹やダブルケア²、虐待や孤独死、生活困窮といった地域生活課題は多様化・複雑化しています。こうした課題への対応とともに、新型コロナウイルス感染症拡大により、新しい生活様式³の実践が求められ、日常生活、社会システムが大きく変容したことで、地域福祉活動の大きな足枷となっています。

また、毎年のように地震や深刻な風水害が発生し、災害時の助け合いや日頃からの見守りの重要性が再認識されています。日常的な人と人とのつながりが助け合いの基盤になることから、地域住民が互いに声をかけ合い、助け合いの意識を高め、地域の絆づくりを進めていくことが重要です。

そのため、地域の人と人のつながりを大切にし、他人を思いやり、地域力の再構築による安心・安全な地域社会の実現がより一層望まれるようになってきています。

このような状況の中、国は令和2（2020）年6月に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」ことをはじめとした、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を公布したところです。

こうした社会情勢の変化や法改正を踏まえ、様々な生活課題を抱える地域住民を地域全体で支える「地域共生社会」の実現を目指して、住民・地域・行政が主体的に活動し、地域内の様々な“社会資源”の連携のもと、包括的かつ実効性のある「福祉施策の総合化」を進めるため「第一次風間浦村地域福祉計画」を策定します。

¹ ひきこもりの長期高齢化を背景に、80代の親が50代の子どもと同居して経済面を含め支援している状態。

² 晩婚化・晩産化の進行、兄弟数や親戚ネットワークの希薄化などを背景に、子育てと親や親族の介護が同時期に発生している状態。

³ 新型コロナウイルス感染症を想定し、自身や周りの方、そして地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において実践することが望ましい生活スタイル。具体的には身体的距離の確保、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒等が挙げられる。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、その人の年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関わらず安心して暮らせるよう、住民や団体、ボランティア、行政、社会福祉協議会、社会福祉関係者等が協力しあい、地域における様々な福祉に関する課題の解決に取り組むことです。

地域における福祉課題は多様化・複雑化しており、対象者を区分してサービスを提供する縦割り型の制度に基づく公的な福祉サービスだけでは、対応が困難となってきています。

地域福祉を推進していくために、行政や社会福祉法人（団体）によるサービスの提供だけではなく、「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれ重なり合いながら役割を果たし、すき間をうめていくことが大切となります。



資料：地域包括ケア研究会

3 地域共生社会とは

近年、人口減少や少子高齢化の進行等により、伝統的な「家庭や地域の“支え合い”の力（＝地域の福祉力）」の低下が顕著になっています。そこで、地域の多様な主体が地域づくりを「我が事」として取り組むことや、制度や分野ごとの縦割り、「支え手」「受け手」という関係を超えて「丸ごと」つながることが大切です。



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

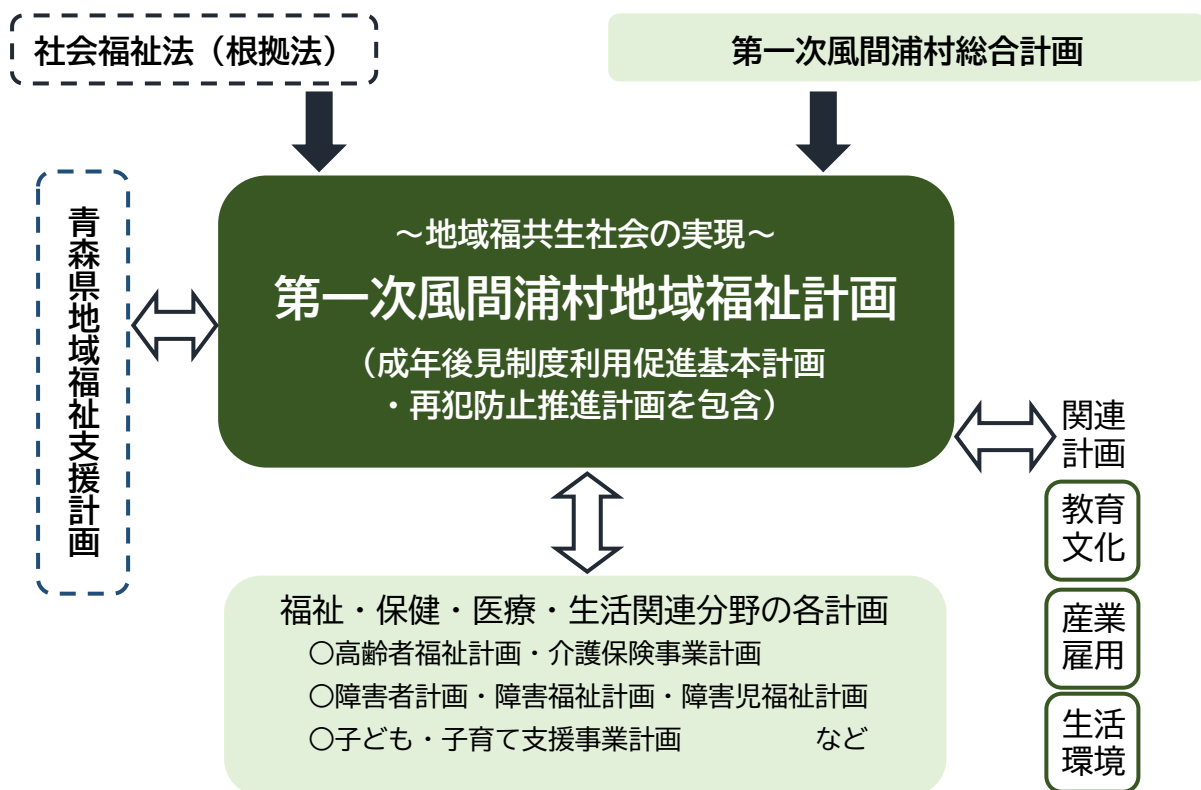
4 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、「市町村地域福祉計画」として策定する行政計画で、総合的な観点から地域福祉を推進するために、住民と行政の協働により、実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示す計画です。

平成30(2018)年4月の社会福祉法により、「地域福祉計画」は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、上位計画として位置づけられました。また、計画策定が「任意」であったものが「努力義務」となり、その重要性が一層高まっています。

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」についても、本計画の中に位置づけます。

図表 計画の位置づけ



5 計画の期間

第一次風間浦村地域福祉計画の計画期間は令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。なお、計画期間中に法制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画期間

	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)	令和 7年 (2025)	令和 8年 (2026)	令和 9年 (2027)	令和 10年 (2028)	令和 11年 (2029)	令和 12年 (2030)	令和 13年 (2031)	
風間浦村地域福祉計画 (令和4～8年度)	第一次					第二次					
風間浦村子ども・子育て支援 事業計画(第2期) (令和2～6年度)	第2期			第3期			第4期				
風間浦村高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画 (令和3～5年度)	第8期		第9期		第10期			第11期			
風間浦村障害者計画 (平成30～令和5年度)	第2次		第3次				第4次				
風間浦村第6期障害福祉計画 (令和3～5年度)	第6期		第7期		第8期			第9期			
風間浦村第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度)	第2期		第3期		第4期			第5期			
いきいき健康かざまうら21 (第2次) (平成26～令和5年度)	第2次		第3次								
風間浦村自殺対策計画 (令和3～7年度)	第1次				第2次				第3次		

6 計画の策定体制

地域住民代表者及び保健、医療又は福祉に係る団体・事業者の代表者などで構成する「風間浦村地域福祉計画策定委員会」を設置して、計画や地域福祉の推進についての意見を得て策定しました。

また、計画策定にあたっては、地域住民や地域活動団体などへのアンケート調査による参画を得ることにより、地域福祉に関する課題や意見を把握するとともに、パブリックコメント⁴の実施により、計画案に対する住民の意見を反映しました。

⁴ 行政が政策、制度等を決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定等を行うために実施する。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

(中表紙裏 白紙)

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

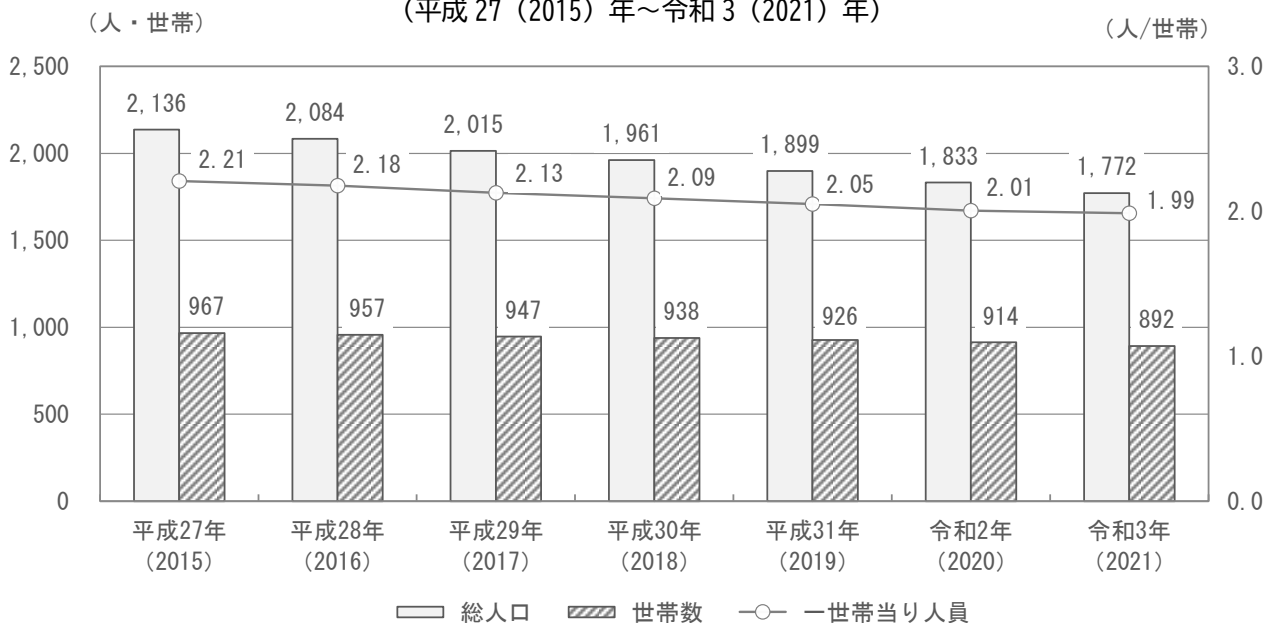
1 風間浦村の概況

(1) 人口・世帯の状況

直近の人口推移として、住民基本台帳による総人口をみると、平成 27(2015)年 3 月末の 2,136 人に対して、令和 3 (2021) 年 3 月末現在では 1,772 人と減少しています。

世帯数も総人口と同様に減少が続いており、一世帯当り人員も減少しています。令和 3 (2021) 年 3 月末現在の世帯数は 892 世帯、一世帯当り人員は 1.99 人/世帯となっています。

図表 総人口・世帯数・世帯人員
(平成 27 (2015) 年～令和 3 (2021) 年)



区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
総人口 (人)	2,136	2,084	2,015	1,961	1,899	1,833	1,772
年 齢 別	年少人口 (人)	169	174	160	145	134	128
	生産年齢人口 (人)	1,150	1,099	1,024	989	934	879
	老年人口 (人)	817	811	831	827	831	805
世帯数 (世帯)	967	957	947	938	926	914	892
一世帯当り人員 (人/世帯)	2.21	2.18	2.13	2.09	2.05	2.01	1.99

※総人口には年齢不詳人口を含みます。

資料：住民基本台帳（各年 3 月末現在）

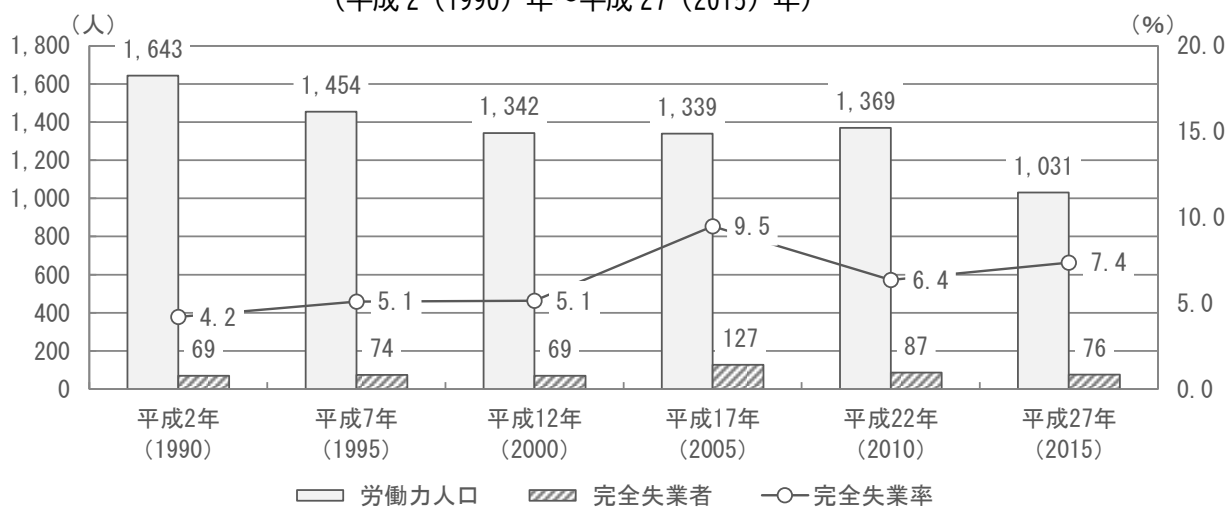
(2) 就労状況

① 労働力人口・完全失業者数・完全失業率

国勢調査による労働力人口は減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年には 1,031 人となっています。

完全失業者数、完全失業率は平成 17 (2005) 年に最も高くなりますが、以降減少し、平成 27 (2015) 年の完全失業者は 76 人、完全失業率は 7.4%となっています。

図表 労働力人口・完全失業者数・完全失業率
(平成 2 (1990) 年～平成 27 (2015) 年)



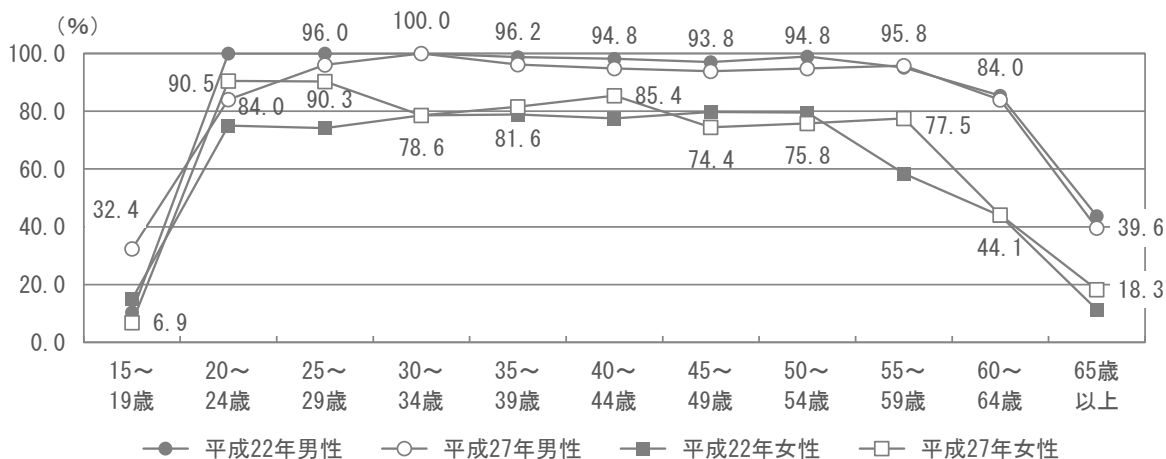
資料：国勢調査

② 性別・年齢別の労働力率

男性の労働力率を年齢別にみると、平成 27 (2015) 年の状況は平成 22 (2010) 年の割合をわずかに下回る傾向にあります。

また、女性の労働力率について年齢別にみると、平成 27 (2015) 年の状況は平成 22 (2010) 年の割合を上回る傾向にあります。

図表 性別・年齢別の労働力率
(平成 22 (2010) 年・平成 27 (2015) 年)



※グラフ内の数値は「平成27年男性」、「平成27年女性」の数値

2 福祉を取り巻く状況

(1) 高齢者の状況

① 被保険者・要介護認定者数

被保険者数についてみると、第1号被保険者数は令和元（2019）年まで増加が続いていますが、以降は減少しています。

また、要介護認定者数は年々減少傾向にあり、令和3（2021）年9月末現在では136人となっています。

図表 被保険者・要介護認定者数
(平成27(2015)年～令和3(2021)年)

区 分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
第1号被保険者 (65歳以上) (人)	816	822	826	831	831	816	791
第2号被保険者 (40～64歳) (人)	747	722	694	646	619	594	574
要介護認定者数 (人)	181	180	180	161	154	141	136
要支援	47	50	43	27	21	21	21
要支援1	18	15	17	13	11	9	6
要支援2	29	35	26	14	10	12	15
要介護	134	130	137	134	133	120	115
要介護1	45	39	39	40	36	28	33
要介護2	17	20	25	19	28	33	29
要介護3	17	17	18	26	26	21	19
要介護4	28	22	25	23	17	15	12
要介護5	27	32	30	26	26	23	22
認定率* (%)	21.6	21.0	21.2	19.1	18.2	16.9	16.8

資料：介護保険事業状況報告・住民基本台帳（各年9月末現在）

② 認知症高齢者数

認知症高齢者数についてみると、増減推移がみられ、令和3（2021）年10月末現在では90人となっています。

図表 認知症高齢者数
(平成27(2015)年～令和3(2021)年)

区 分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
認知症高齢者数 (人)	105	113	120	112	114	76	90
自立度(Ⅱ)	45	42	43	36	44	39	45
自立度(Ⅲ以上)	60	71	77	76	70	37	45

資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」（各年10月末現在）

(2) 障がい者（手帳所持者等）の状況

障がい者手帳所持者数は、令和3（2021）年3月末現在で161人と総人口の9.1%※を占めています。障がい種別にみると、身体障がい者が障がい者全体の7割強を占めています。

図表 障がい者・児数（障がい種別・年齢別）
（平成27（2015）年～令和3（2021）年）

区 分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
総 数 (人)	177	178	180	174	177	174	161
身体障がい者・児 (人)	130	129	133	129	130	132	117
18歳未満	2	2	2	1	2	2	2
18歳以上	128	127	131	128	128	130	115
知的障がい者・児 (人)	37	38	36	31	32	28	29
18歳未満	4	5	5	3	4	3	3
18歳以上	33	33	31	28	28	25	26
精神障がい者・児 (人)	10	11	11	14	15	14	15
18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
18歳以上	10	11	11	14	15	14	15

※令和3年住民基本台帳総人口（1,772人）に対する割合

資料：風間浦村（各年3月末現在）

(3) 子ども・子育ての状況

① 就学前児童数・保育所への入所児童数

就学前児童数についてみると、平成29（2017）年以降減少傾向にあり、平成31（2019）年からは横ばいとなっています。

また、保育所への入所児童数は増減推移がみられ、令和3（2021）年4月1日現在の保育所入所人数は34人となっています。

なお、待機児童者数は0人が続いている状況です。

図表 就学前児童数
（平成27（2015）年～令和3（2021）年）

区 分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
就学前児童数 (人)	53	54	47	42	40	40	40
0歳児	4	8	5	5	4	6	5
1歳児	11	6	9	5	5	5	7
2歳児	6	10	6	9	5	6	5
3歳児	12	7	10	6	10	5	7
4歳児	10	11	7	10	7	11	5
5歳児	10	12	10	7	9	7	11
保育所(児童数) (人)	35	42	34	29	36	30	34

資料：風間浦村（各年4月1日現在）

② 学級数・児童数

小学校については、平成 28 (2016) 年に風間浦小学校が開校され、学級数は 6 または 7 学級の状態が続いています。児童数は減少傾向にあり、令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在では 54 人となっています。

中学校については、学級数が 3 または 4 学級の状態が続いています。児童数は増減推移がみられ、令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在では 39 人となっています。

図表 学級・児童数
(平成 27 (2015) 年～令和 3 (2021) 年)

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
小学校児童数 (人)	78	71	74	63	54	52	54
風間浦 小学校	学級数	7	7	7	6	7	6
	児童数	71	74	63	54	52	54
下風呂 小学校	学級数	4					
	児童数	26					
易国間 小学校	学級数	5					
	児童数	30					
蛇浦 小学校	学級数	3					
	児童数	22					
中学校生徒数 (人)	40	42	36	37	39	40	39
風間浦 中学校	学級数	4	4	3	3	4	4
	児童数	40	42	36	37	39	40

資料：風間浦村（各年 5 月 1 日現在）

③ 母子・父子世帯数

母子世帯数は、平成 31 (2019) 年まで減少傾向、令和 2 (2020) 年以降は 16 世帯で横ばいとなっています。父子世帯数は減少傾向にあり、令和 3 (2021) 年 3 月末現在では 2 世帯となっています。

図表 母子・父子世帯数
(平成 27 (2015) 年～令和 3 (2021) 年)

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
母子世帯数 (世帯)	21	21	18	18	15	16	16
父子世帯数 (世帯)	6	6	5	5	4	3	2

資料：風間浦村（各年 3 月末現在）

(4) その他の状況

① 生活保護

生活保護世帯数、生活保護人員数についてみると、平成 30 (2018) 年までは増加傾向にあり、平成 31 (2019) 年以降は減少傾向にあります。

図表 生活保護受給世帯・人員
(平成 27 (2015) 年～令和 3 (2021) 年)

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
保護世帯数 (世帯)	35	36	38	42	41	36	33
保護人員 (人)	46	47	50	54	51	45	40

資料：風間浦村 (各年 3 月末現在)

② 安全安心

自主防災組織は、4 組織で組織率 100.0%を維持しています。

また、犯罪認知件数は増減推移がみられ、令和 3 (2021) 年 12 月末現在では 2 件となっています。

図表 自主防災組織数・率
(平成 27 (2015) 年～令和 3 (2021) 年)

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
自主防災組織数 (組織)	4	4	4	4	4	4	4
自主防災組織率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：風間浦村 (各年 3 月末現在)

図表 犯罪認知件数
(平成 27 (2015) 年～令和 3 (2021) 年)

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
犯罪認知件数	4	5	4	3	1	2	2

資料：風間浦村 (各年 12 月末現在)

③ 虐待相談・通報・認知件数

虐待相談・通報・認知件数については、児童虐待相談・通報件数、認知件数が平成 31 (2019) 年 3 月末現在にそれぞれ 1 件となっています。

図表 児童虐待相談・通報・認知件数
(平成 27 (2015) 年～令和 3 (2021) 年)

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
相談・通報件数	0	0	0	0	1	0	0
認知件数	0	0	0	0	1	0	0

資料：風間浦村 (各年 3 月末現在)

3 地域福祉の担い手の状況

(1) 民生委員・児童委員

平成 27 (2015) 年から令和 3 (2021) 年までの民生委員・児童委員は、下風呂地区、易国間地区がそれぞれ 3 人、桑畑地区が 1 人、蛇浦地区が 2 人となっています。

図表 民生委員・児童委員
(平成 27 (2015) 年～令和 3 (2021) 年)

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
下風呂地区 (人)	3	3	3	3	3	3	3
易国間地区 (人)	3	3	3	3	3	3	3
桑畑地区 (人)	1	1	1	1	1	1	1
蛇浦地区 (人)	2	2	2	2	2	2	2

資料：風間浦村（各年 3 月末現在）

図表 民生委員・児童委員相談件数（相談内容別）

区 分	在宅福祉	介護保険	健康・保健 医療	子育て・ 母子保健	子どもの 地域生活	生活費	年金・保険
相談件数	2	0	2	0	0	1	0
	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的 な支援	その他（高齢関係）	
	1	2	3	2	24	184	

資料：風間浦村（令和 3 年 3 月末現在）

(2) 保健協力員等

保健協力員等は平成 27 (2015) 年以降「保健協力員」、「食生活改善推進員」がともに横ばいとなっており、「認知症サポーター」は平成 29 (2017) 年に前年の 2 倍以上に増加し、平成 30 (2018) 年以降は 80 人となっています。

図表 保健福祉活動協力員等
(平成 27 (2015) 年～令和 3 (2021) 年)

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
保健協力員 (人)	30	30	30	31	30	30	30
食生活改善 推進員 (人)	32	33	31	30	32	31	30
認知症 サポーター (人)	33	33	68	80	80	80	80
社協福祉 活動専門員 (人)	1	1	1	1	1	1	1

資料：風間浦村（各年 3 月末現在）

(3) 自治会組織・会員

自治会組織・会員についてみると、自治会組織数は4組織を維持していますが、会員数は減少傾向にあり、令和3(2021)年3月末現在では712人となっています。

図表 自治会組織・会員
(平成27(2015)年～令和3(2021)年)

区 分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
自治会組織 (組織)	4	4	4	4	4	4	4
会員 (人)	775	782	764	763	752	734	712

資料：風間浦村（各年3月末現在）

図表 自治会組織・会員（地区別）

区 分	下風呂地区	易国間地区	桑畑地区	蛇浦地区
自治会組織 (組織)	1	1	1	1
会員 (人)	275	232	49	156

資料：風間浦村（令和3年3月末現在）

(4) ボランティア団体・会員

ボランティア団体・会員についてみると、平成27(2015)年から令和3(2021)年までのボランティア団体数は3団体となっています。会員数については増減推移がみられ、令和3(2021)年3月末現在では28人となっています。

図表 ボランティア団体・会員
(平成27(2015)年～令和3(2021)年)

区 分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
ボランティア団体 (団体)	3	3	3	3	3	3	3
会員 (人)	35	39	37	27	24	24	28

資料：風間浦村（各年3月末現在）

図表 ボランティア団体・会員（活動内容別）

区 分	高齢福祉	児童福祉	障害福祉	健康 づくり	地域福祉	学校教育	環境・ 美化	防災・ 防犯	その他
ボランティア 団体 (団体)	1	0	0	0	0	0	0	0	2
会員 (人)	9	0	0	0	0	0	0	0	19

資料：風間浦村（令和3年3月末現在）

(5) 老人クラブ・会員

老人クラブ・会員については、平成 27 (2015) 年から令和 3 (2021) 年までの老人クラブ数は 4 団体となっています。会員数については増減推移がみられ、令和 3 (2021) 年 3 月末現在では 67 人となっています。

図表 老人クラブ・会員
(平成 27 (2015) 年～令和 3 (2021) 年)

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
老人クラブ (団体)	4	4	4	4	4	4	4
会員 (人)	58	57	70	70	70	71	67

資料：風間浦村 (各年 3 月末現在)

図表 老人クラブ・会員 (地区別)

区 分	下風呂地区	易国間地区	桑畑地区	蛇浦地区
老人クラブ (団体)	1	1	1	1
会員 (人)	16	21	12	18

資料：風間浦村 (令和 3 年 3 月末現在)

(6) 主な保健・医療・福祉施設

主な保健・医療・福祉施設については、「一般診療」、「保育所」、「児童館・子育て支援センター」、「保健福祉施設」が令和 3 (2021) 年 3 月末現在において易国間地区にそれぞれ 1 箇所ずつあります。

図表 主な保健・医療・福祉施設

区 分	下風呂地区	易国間地区	桑畑地区	蛇浦地区	計
病院	0	0	0	0	0
一般診療	0	1	0	0	1
歯科医院	0	0	0	0	0
保育所	0	1	0	0	1
幼稚園	0	0	0	0	0
認定子ども園	0	0	0	0	0
小規模保育施設	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	0	0	0	0	0
児童館・子育て支援センター	0	1	0	0	1
保健福祉施設	0	1	0	0	1
介護保険施設	0	3	0	0	3
障害者施設	0	0	0	0	0
公民館・集会所	2	1	1	1	5

資料：風間浦村 (令和 3 年 3 月末現在)

4 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的と実施概要

住民及び地域団体等に対し、地域福祉に関する意識・ニーズを把握するとともに、地域課題を整理し、効果的な取り組みが行えるようアンケートを実施しました。

	住民	地域団体等
調査対象	風間浦村在住の18歳以上の方	村内地域活動団体
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出	
調査内容	①福祉への関心・関わり ②地域との関わり ③地域活動 ④安全な暮らし ⑤生活意識・行動の変化 ⑥福祉のあり方	①活動状況・地域との関わり ②他団体・事業所との関わり ③今後の地域福祉に対する考え
調査期間	令和3年12月	令和3年12月
調査方法	郵送配付・郵送回収	直接配付・直接回収
配付数	300票	10票
回収数	153票	10票
回収率	51.0%	100.0%

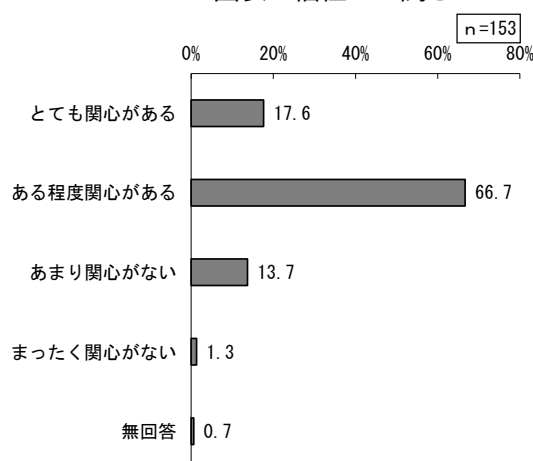
(2) 住民意識及び地域ニーズ把握調査結果

①福祉への関心・関わり

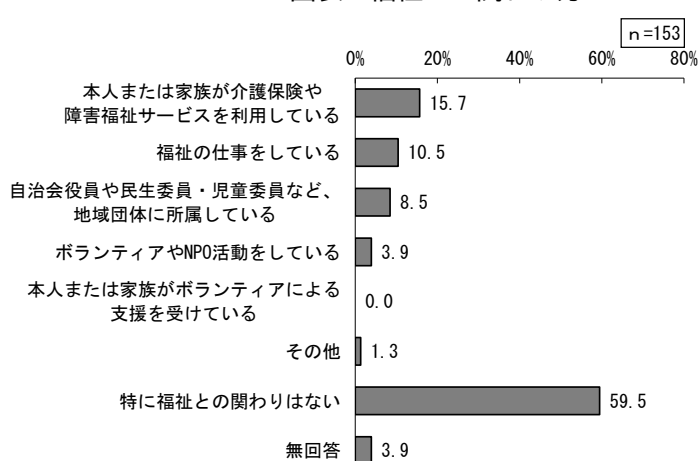
○ 住民の福祉への関心は、「福祉に関心がある（とても+ある程度）」が8割半ばとなっています。

○ 福祉との関わりは、「特に福祉との関わりはない」が6割となっています。

図表 福祉への関心



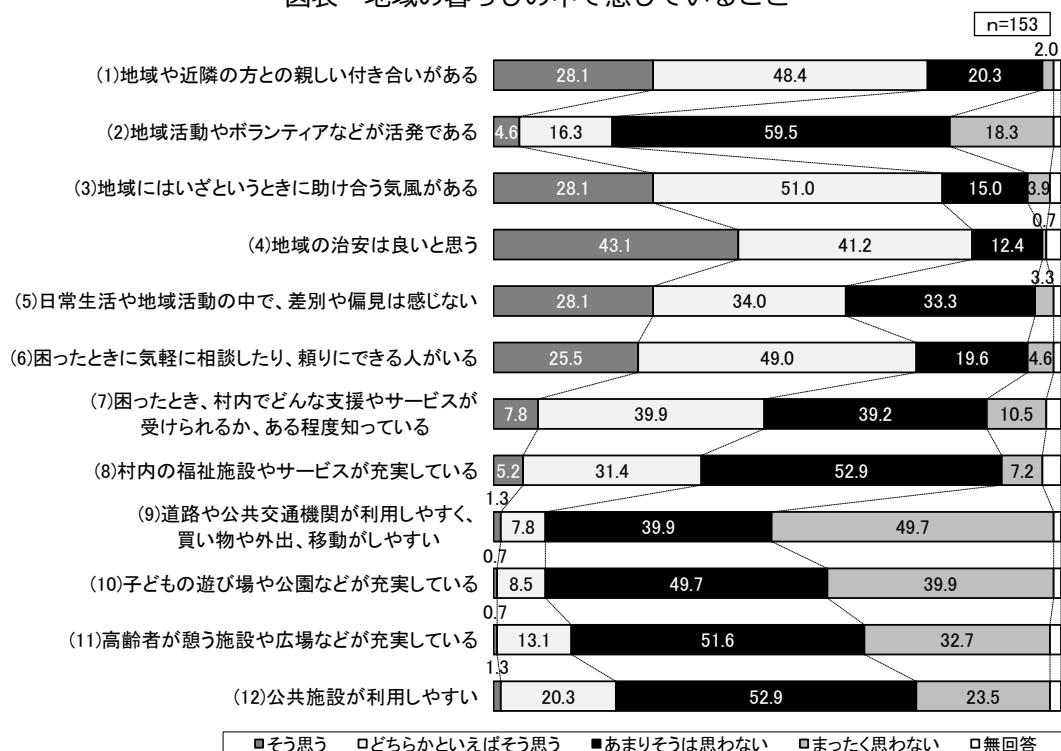
図表 福祉との関わり方



②地域との関わり

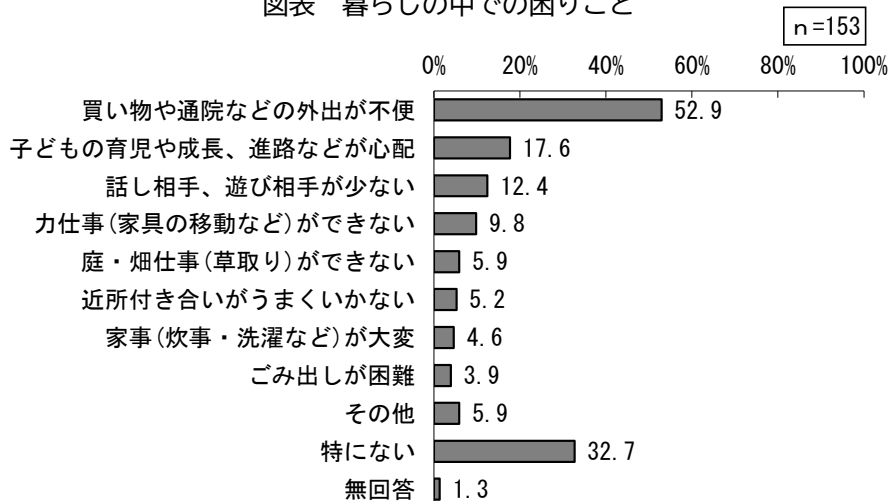
- 地域の暮らしの中で感じていることの項目で、「思う（そう思う+どちらかといえばそう思う）」の割合が最も高い項目は『(4) 地域の治安が良いと思う』、「思わない（あまりそうは思わない+まったく思わない）」の割合が最も高い項目は『(9) 道路や公共交通機関が利用しやすく、買い物や外出、移動がしやすい』、『(10) 子どもの遊び場や公園などが充実している』となっています。

図表 地域の暮らしの中で感じていること



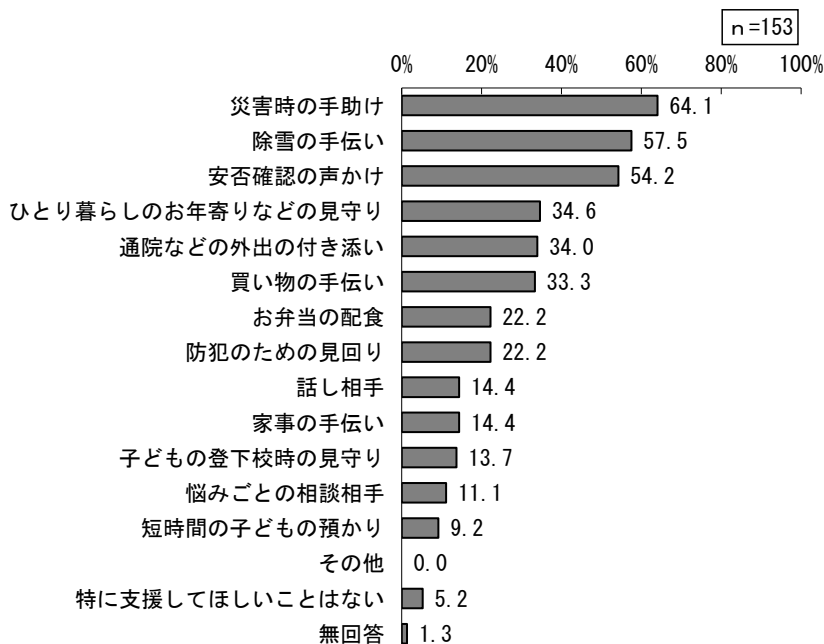
- 暮らしの中での困りごとは、「買い物や通院などの外出が不便」が5割強で最も多くなっています。

図表 暮らしの中での困りごと



- 自身や家族に支援が必要な場合にしてほしいことは、「災害時の手助け」が6割半ばで最も多くなっています。

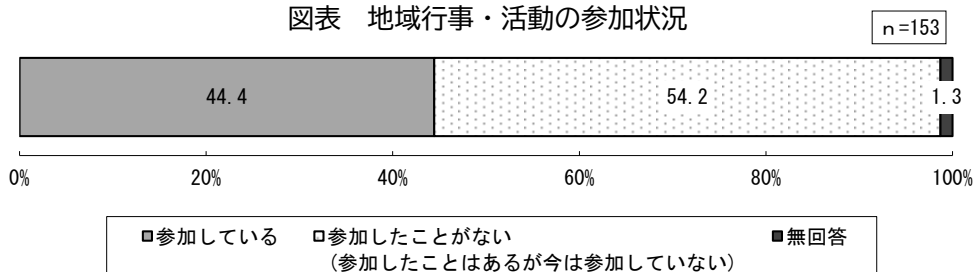
図表 自身や家族に支援が必要な場合にしてほしいこと



③地域活動

- 地域行事・活動の参加状況は、「参加している」が44.4%、「参加したことがない（参加したことはあるが今は参加していない）」が54.2%となっています。

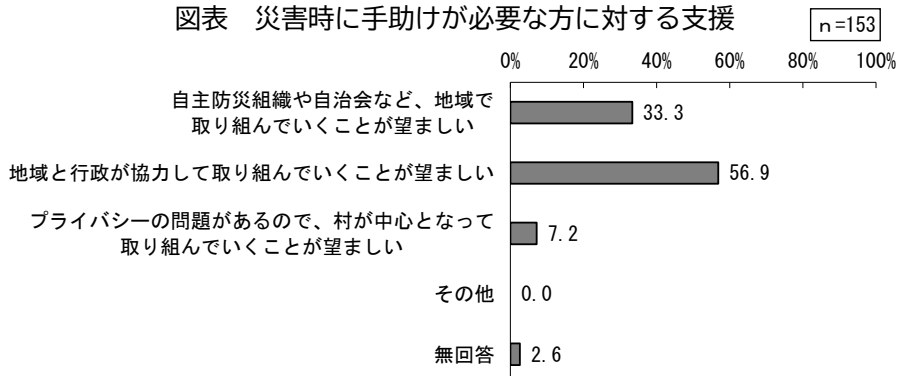
図表 地域行事・活動の参加状況



④安全な暮らし

- 災害時に手助けが必要な方に対する支援については、「地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい」が6割弱で最も多くなっています。

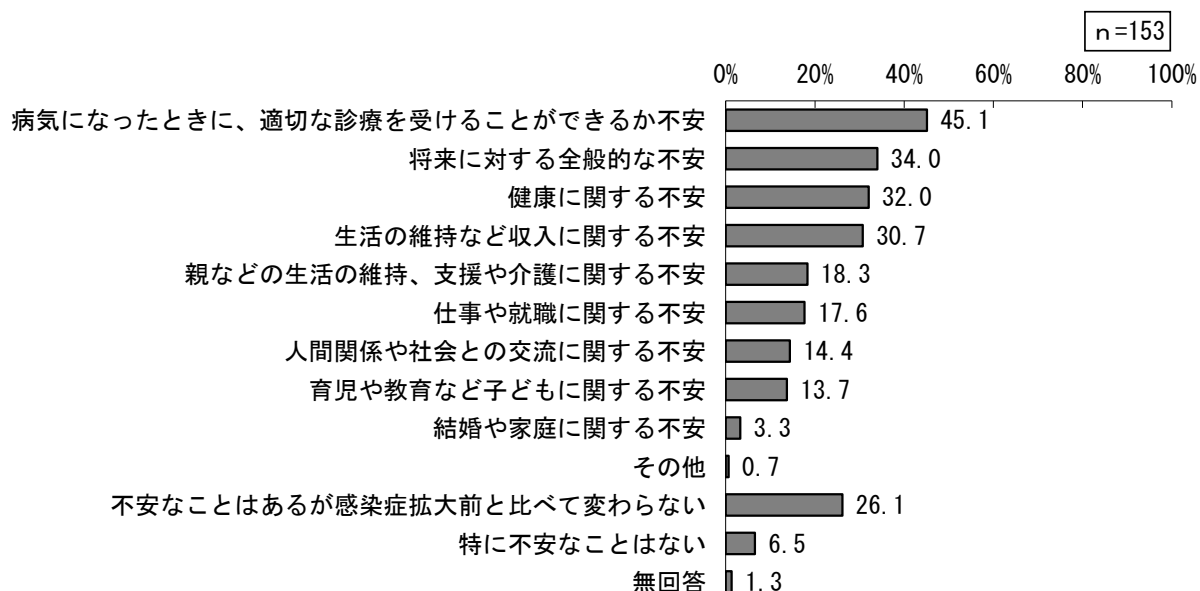
図表 災害時に手助けが必要な方に対する支援



⑤生活意識・行動の変化

- 新型コロナウイルス感染症拡大により増している不安は、「病気になったときに、適切な診療を受けることができるか不安」が4割半ばで最も多くなっています。

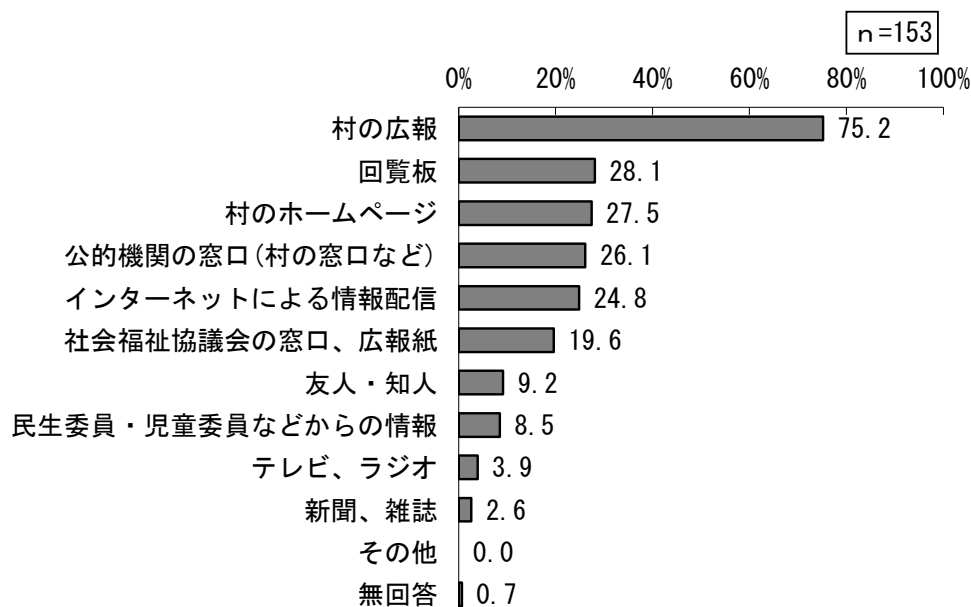
図表 新型コロナウイルス感染症拡大により増している不安



⑥福祉のあり方

- 今後の福祉に関する情報入手方法は、「村の広報」が7割半ばで最も多くなっています。
- 49歳以下の年代では「インターネットによる情報配信」が上位に挙がっています。

図表 今後の福祉に関する情報入手方法

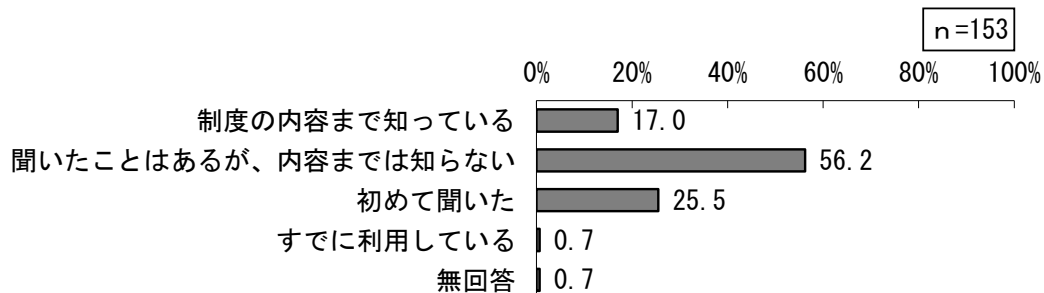


図表 今後の福祉に関する情報入手方法（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
18～29歳 (n=13)	インターネットによる情報配信 61.5%	村のホームページ 53.8%	村の広報 38.5%
30～39歳 (n=23)	村の広報 65.2%	村のホームページ 52.2%	インターネットによる情報配信 39.1%
40～49歳 (n=28)	村の広報 71.4%	インターネットによる情報配信 46.4%	村のホームページ 42.9%
50～59歳 (n=41)	村の広報 82.9%	回覧板 34.1%	社会福祉協議会の窓口、広報紙 31.7%
60～64歳 (n=20)	村の広報 90.0%	回覧板 50.0%	公的機関の窓口 30.0%
65歳以上 (n=28)	村の広報 82.1%	公的機関の窓口 32.1%	回覧板 28.6%

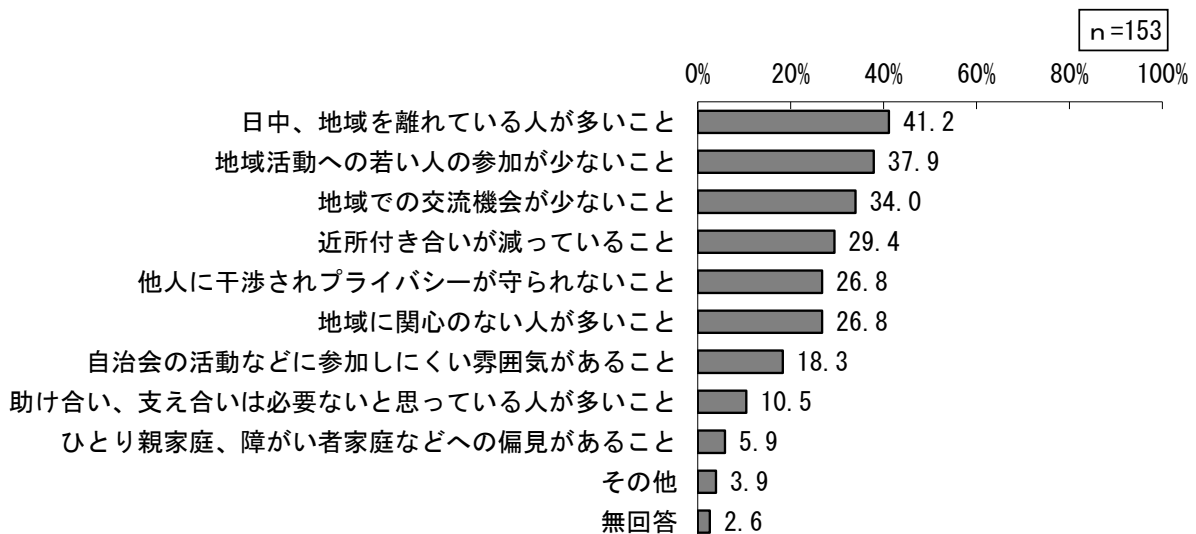
- 成年後見制度の認知度は、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が5割半ばで最も多くなっています。

図表 成年後見制度の認知度



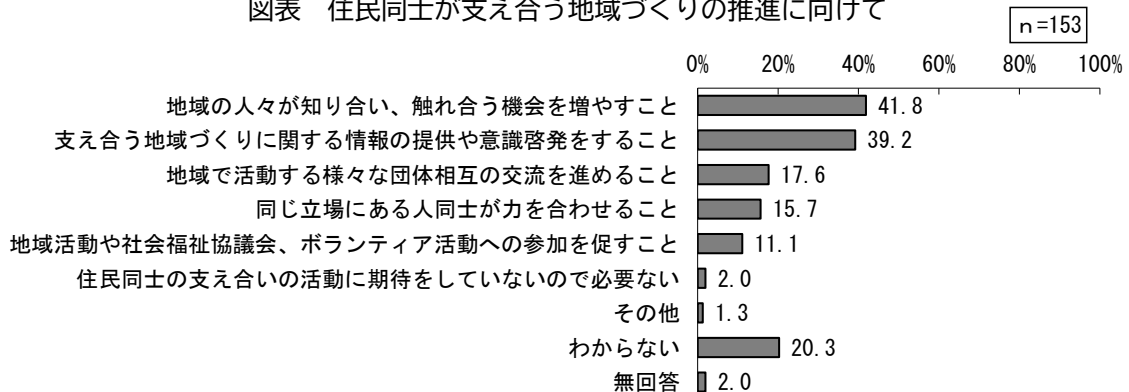
- 住みよい地域社会を実現していくうえで課題となることは、「日中、地域を離れている人が多いこと」が4割で最も多くなっています。

図表 住みよい地域社会を実現していくうえで課題となること



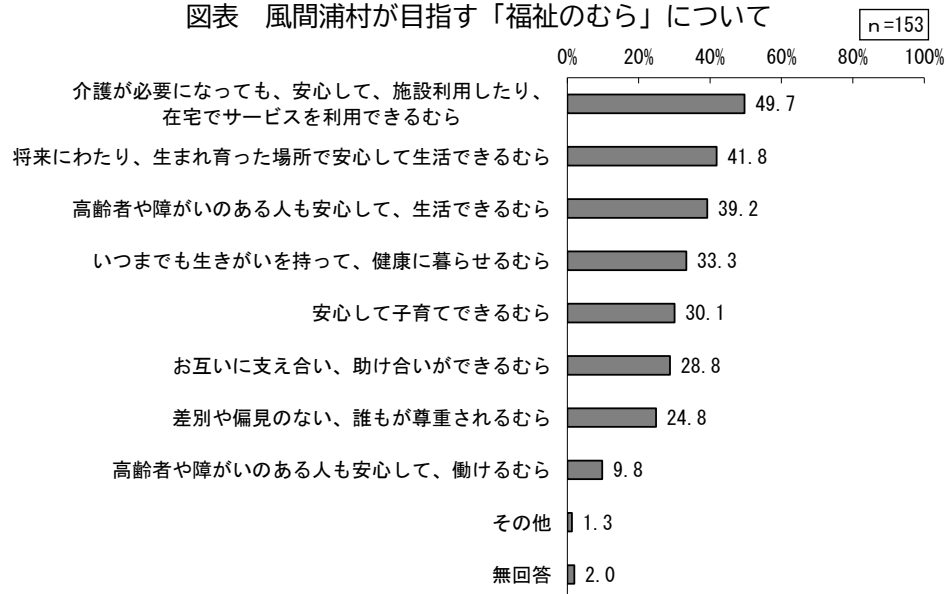
- 住民同士が支え合う地域づくりの推進に向けて必要なことは、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が4割強で最も多くなっています。

図表 住民同士が支え合う地域づくりの推進に向けて



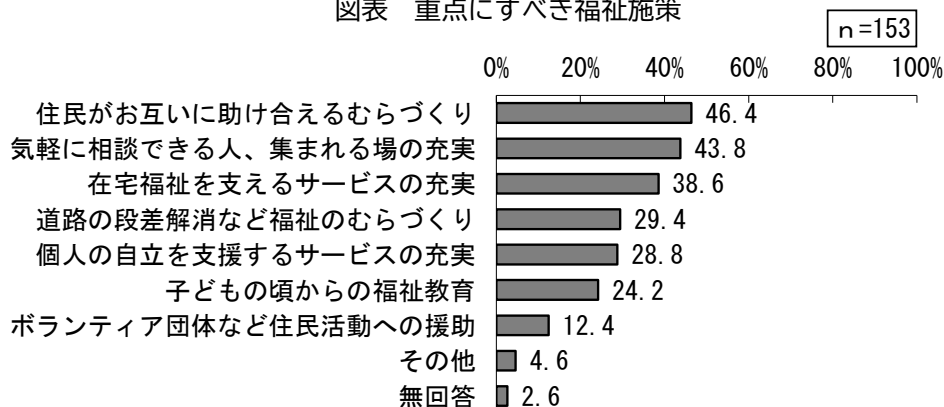
- 風間浦村が目指す福祉のむらについては、「介護が必要になっても、安心して、施設利用したり、在宅でサービスを利用できるむら」が5割で最も多くなっています。

図表 風間浦村が目指す「福祉のむら」について



- 重点にすべき福祉施策は、「住民がお互いに助け合えるむらづくり」が4割半ばで最も多くなっています。

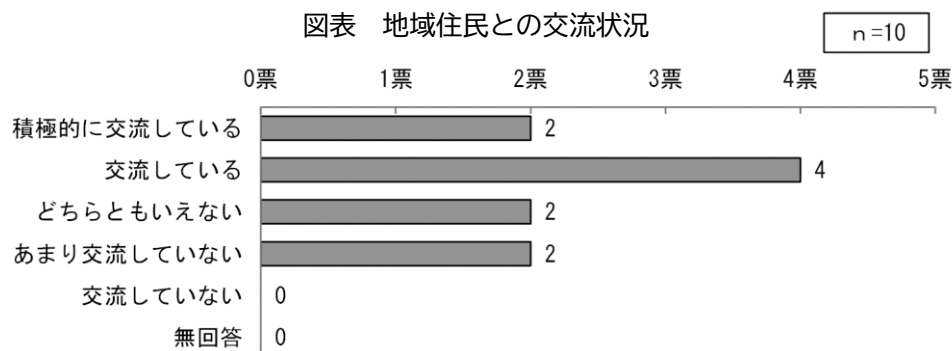
図表 重点にすべき福祉施策



(3) 各種団体等へのニーズ意向調査

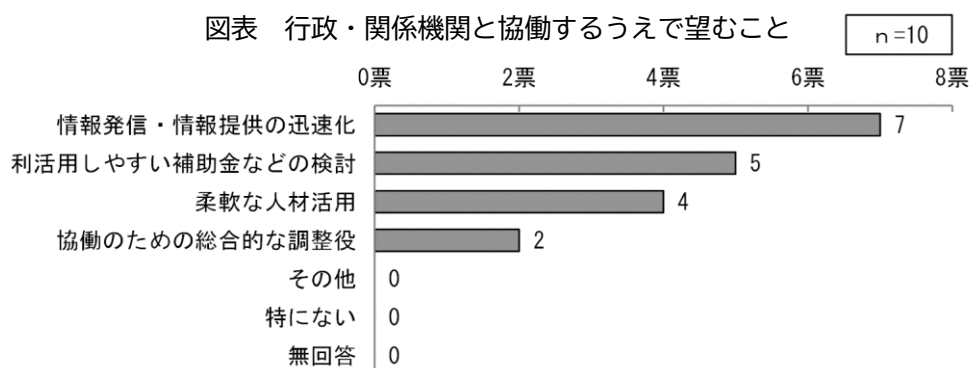
①活動状況・地域との関わり

- 地域住民との交流状況は、「交流している」が4票で最も多くなっています。



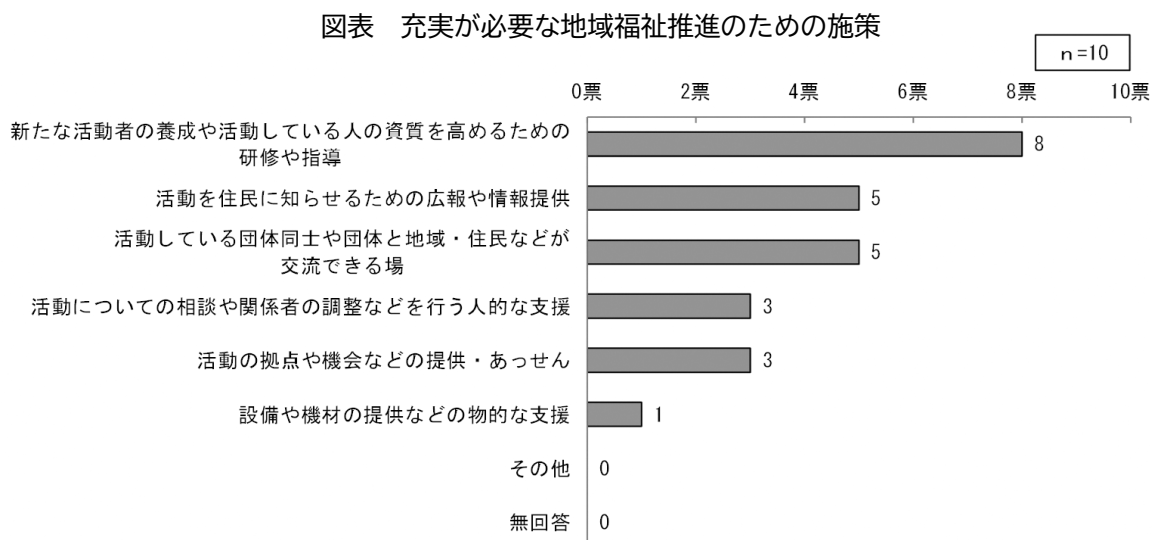
②他団体・事業所との関わり

- 行政・関係機関と協働するうえで望むことは、「情報発信・情報提供の迅速化」が7票で最も多くなっています。



③今後の地域福祉に対する考え

- 充実が必要な地域福祉推進のための施策は、「新たな活動者の養成や活動している人の資質を高めるための研修や指導」が8票で最も多くなっています。



5 福祉課題の整理

(1) 必要な人に必要な支援が届く体制づくり

多くの人が「買い物や通院などの外出」に不便さを抱えているほか、若い世代では「子育てや子どもの進路に関すること」、高齢者では「家具の移動など力仕事ができない」ことなどに対しても不安を抱えています。併せて、コロナ禍における健康や将来への不安などもあり、個々の状況や世代によって住民が抱えている不安や困りごとは多岐にわたっています。また、困ったときに手助けしてほしいこととして、「災害時の手伝い」「安否確認の声かけ」といった万が一のときの支援や「除雪の手伝い」といった日常的なことなどが挙がっています。

一人ひとりの状況やニーズを把握したうえで、必要な支援が届くよう、地域における多様な主体による重層的な支え合い・助け合いの体制を構築していくことが求められています。

(2) 地域のつながりの強化

地域団体の多くが地域交流関係の活動を行っており、団体の活動を契機とした地域の関係づくりが行われています。一方で、コロナ禍において家族以外の人との交流機会が減っている状況と併せて、「地域活動への若い人の参加が少ない」「地域の交流機会が少ない」「近所付き合いが減っている」などの意見も挙がっており、住民同士のつながりが希薄化している様子がアンケート調査などからうかがえます。

住民一人ひとりが「支え手」「受け手」という関係を超えて「丸ごと」つながり、支え合う地域共生社会の実現に向けて、プライバシーにも配慮しつつ、改めて地域のつながりを強化する必要があります。

(3) 地域づくりに関する意識の醸成

地域で支え合う関係づくりに向けて、福祉に関する情報提供や意識啓発を進めることが重要です。情報の入手手段は世代によって差があり、情報を届けたい世代を意識した情報発信が求められます。また、福祉に関心がある人は多いものの、実際に福祉と関わりがある方は関心がある人に比べ少ない状況です。

興味や関心が活動に結びつくよう、一人ひとりに向けた啓発活動等により、住民が我が事として地域づくりに関わる意識を醸成する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

(中表紙裏 白紙)

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

住民一人ひとりが住み慣れた地域でお互いを尊重し合い、支え合い安心して自分らしく暮らせる社会を、住民と行政・団体・事業者などの共創により実現していくことを目指します。

互いに尊重され、ともに支え合い
誰もが安心して暮らせる
地域共生社会の実現・共創

共創 … 住民・行政・団体・事業者など多様な立場の人たちが対話・連携しながら、地域を「共」に「創」り上げていくことです。

2 基本目標

基本目標1 支援・サービスが届く体制を共に創る

福祉課題は多様化・複合化しており、各関係機関との連携が重要です。一人ひとりに合った適切な支援・サービスが届く体制を共に創ることを目指します。

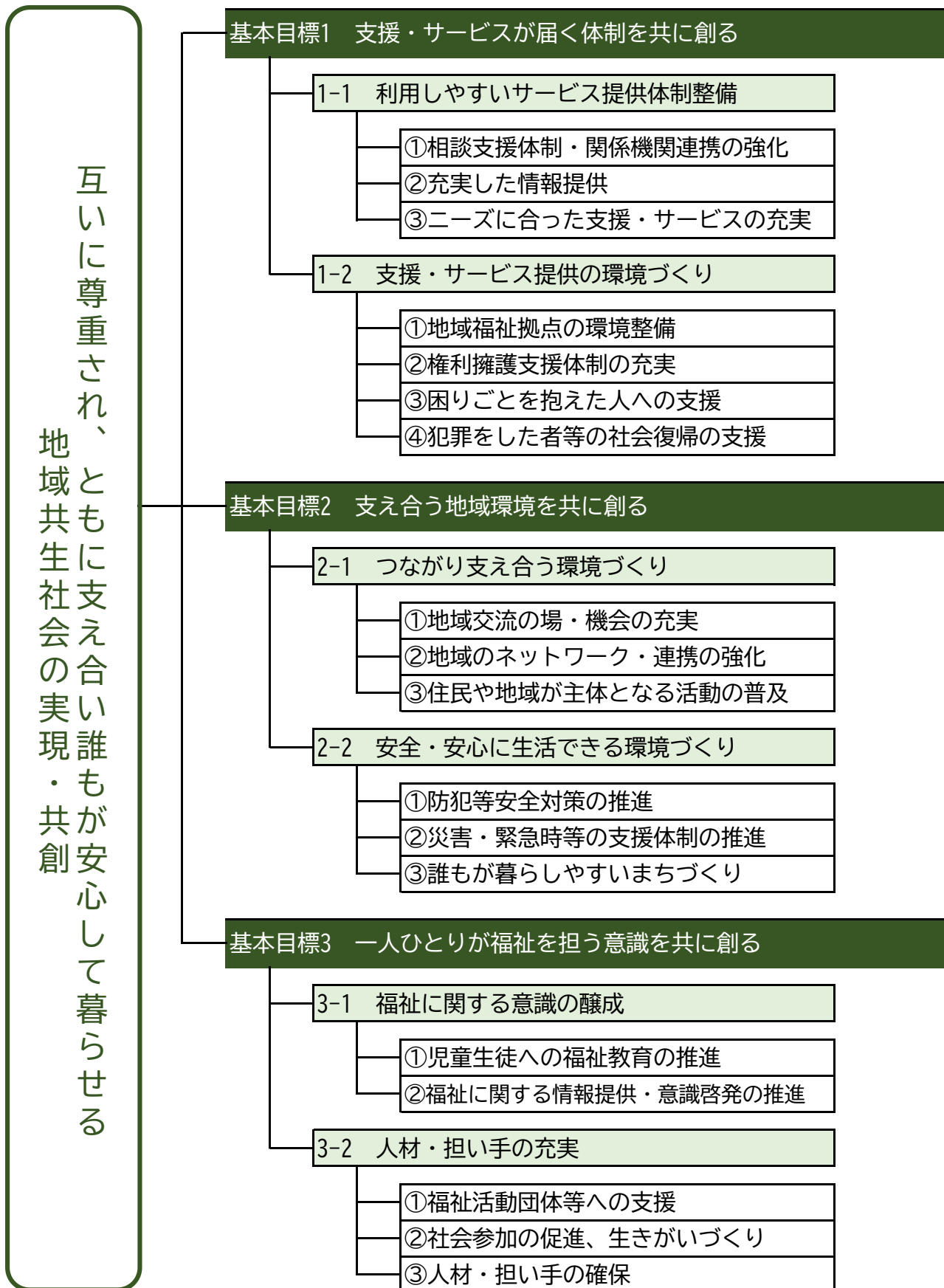
基本目標2 支え合う地域環境を共に創る

誰もが安全・安心にその人らしく生活を送るためには日頃からのつながりが重要です。互いを尊重し、支え合う地域環境を共に創ることを目指します。

基本目標3 一人ひとりが福祉を担う意識を共に創る

福祉活動団体等では人材・担い手の充実が重要です。福祉への興味・関心が活動へとつながるよう一人ひとりが福祉を担う意識を共に創ることを目指します。

3 施策体系



第4章 施策の展開

(中表紙裏 白紙)

第4章 施策の展開

基本目標1 支援・サービスが届く体制を共に創る

基本施策1-1 利用しやすいサービス提供体制整備

① 相談支援体制・関係機関連携の強化

保健や福祉、介護等を取り巻く状況は年々多様化・複雑化してきており、村民が、いつでも気軽に相談できる包括的な相談支援体制が求められています。

村の各種相談を扱う部署をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、保護司、人権擁護委員、社会福祉協議会など地域福祉関係者との連携を強化し、相談支援体制の強化に努めます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	<ul style="list-style-type: none">・困ったときは、一人で悩まず、様々な相談機関を活用しましょう。・身近に困っている人がいたら、適切な相談機関を紹介してあげましょう。
地域・団体・事業所	<ul style="list-style-type: none">・各種制度について最新の情報収集に努めながら、団体組織の相談体制の充実を図りましょう。・相談を受けた場合、対応が困難なケースについてはその問題を取り扱う他の機関へ連絡し、連携を図るよう努めましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	<ul style="list-style-type: none">・村民の様々な生活課題について気軽に相談でき、適切な支援を提供することができるよう、地域全体で村民の生活を支えるしくみづくりを検討します。

② 充実した情報提供

支援を必要としている人にとって、きめ細やかな情報提供が求められており、本村では広報誌等を通じた情報発信に努めています。

引き続き、一人ひとりのプライバシーに配慮し、個人情報を適切に管理するとともに、広報誌やホームページ、パンフレット等を通じた充実した保健・福祉の情報発信に努めます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・家族やご近所で、保健・福祉サービス等に関する情報を共有しましょう。
地域・団体・事業所	・村民や地域に活動情報を積極的に発信するよう努めましょう。 ・団体間で情報交換を行い、互いの活動の充実につなげましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・SNS ⁵ の活用等を視野に入れ、村民にとって必要な情報を速やかに発信できるよう、庁内関係課と連携を図り、その体制づくりを検討します。

⁵ ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

③ ニーズに合った支援・サービスの充実

保健福祉サービスの内容等について広報誌や毎戸ちらしなどを活用した周知に努めています。

複合的な課題を抱えている方など、必要な人に必要な支援が届くよう一人ひとりのニーズに合った支援・サービスの提供体制の構築に努めます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・困りごとについて、様々な相談機関を活用しましょう。
地域・団体・事業所	・声掛けや見守りなどを通して、ニーズを把握するよう努めましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・保健・福祉情報提供のほかに、一人ひとりのニーズに合った支援・サービスの提供体制を整備します。

基本施策1-2 支援・サービス提供の環境づくり

① 地域福祉拠点の環境整備

総合福祉センターや地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターが拠点となり、様々な福祉活動を展開しています。

今後も地域の生活課題に関する研修会や交流の場を提供することができるよう、地域福祉拠点の環境整備に努めます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・地域福祉拠点に関する情報収集に努めましょう。
地域・団体・事業所	・団体活動等で、地域福祉拠点を活用しましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・地域の生活課題等を解決するための研修会の開催や互いに交流できる機会や場所の提供体制を整備します。

② 権利擁護支援体制の充実

権利擁護⁶に関する相談等については、地域包括支援センターと高齢者・障がい者担当課が中心となって対応に努めています。

高齢者や障がいのある人など、個人の尊厳・権利が守られるよう理解を広げることのほかに、成年後見制度など各種制度の周知に努めます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・認知症や障がい者についての正しい理解に努めましょう。
地域・団体・事業所	・村や関係機関と連携し、権利侵害の防止に努めましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・村民が障がいについて正しく理解し、障がいの有無に関わらずお互いを尊重し合う意識の啓発に努めます。 ・村民や団体に向けて成年後見制度の周知を図ります。

⁶ 認知機能の低下や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人に、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護するなど援助活動を行うこと。

③ 困りごとを抱えた人への支援

村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などが連携のうえ、地域で見守り等を行うとともに様々な相談対応に努めています。

社会環境の変化に伴い、それぞれが抱える困りごとにも複雑化・多様化してきており、悩みを抱えている人が支援の枠から漏れないよう、関係機関の連携力を高め、必要な人に支援が届く支援体制の強化に努めます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・一人で解決できない問題や悩みごとなどは、家族・知人や相談機関へ相談しましょう。
地域・団体・事業所	・地域の中で悩みごとや相談ごとを抱えている人を見かけたら、適切な相談機関につなぎましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・地域福祉関係機関・団体と連携を図り、各種広報媒体を通じて、情報発信に努めるとともに、支援体制を強化していきます。

④ 犯罪をした者等の社会復帰の支援（再犯防止推進計画）

全国的な再犯者率の増加に伴い犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっている中、本村では「社会を明るくする運動」などを通じて犯罪や非行のない地域社会の構築を目指しています。

犯罪をした人などが再び地域で安定した生活を送るためには、公的機関だけではなく、保護司会など民間ボランティア団体との連携も必要になります。また、罪を償って立ち直ろうとする人たちへの理解促進や必要な保健・福祉サービスを受けることができるよう情報提供も必要になります。

こうした現状を踏まえ、国において施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨及び第8条第1項の規定に鑑み、犯罪をした人が再び地域の一員として生活していくための支援体制について検討するとともに、「青森県再犯防止推進計画」の取り組みに基づき、本村においても安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みを推進します。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・悩みごとや心配ごとは一人で抱え込まず、保護司や民生委員・児童委員、関係機関に相談しましょう。
地域・団体・事業所	・犯罪をした人たちが罪を償って地域で立ち直ろうとすることへの理解に努めましょう。 ・身近で困っている人がいたら相談に乗り、適切な相談機関につなぎましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・村民や地域の事業所等に対して、犯罪をした人等の立ち直りを支えることの重要性を理解促進、啓発活動に努めます。 ・生活に困っていることなどを気軽に相談できるよう、保護司や民生委員・児童委員等と連携を図り、相談窓口の周知に努めます。

～ 社会を明るくする運動とは ～



犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

◎活動例

- ・再犯防止や更生保護について、SNS等で発信された情報をフォローする
- ・社会を明るくする運動に関係する各種イベントに参加する
- ・地域で孤立していそうな人がいたら、声を掛けてみるなど

■ 国が示す 10 の再犯防止アクション宣言

10の再犯防止アクション宣言

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止推進計画に基づき、特に以下の施策を重点的に推進します。

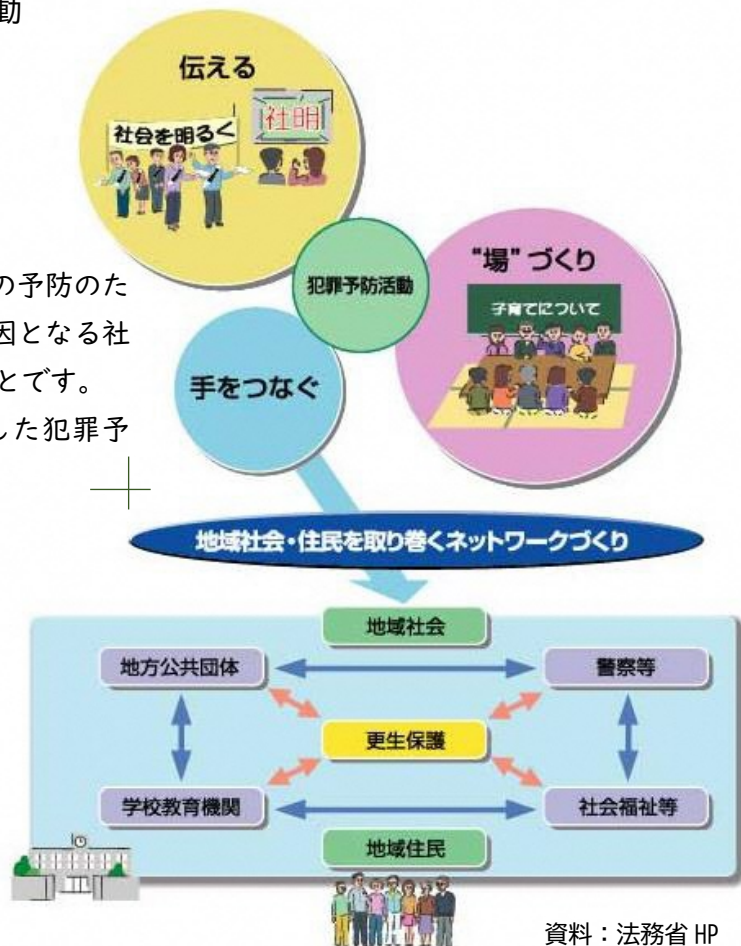
国が率先	犯罪をした者等に対する支援等に関する国の取組を一層推進するとともに、その展開を図ります。	<ol style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 5px;">1 国による犯罪をした者等の雇用等の推進や協力雇用主の受注の機会の増大 保護観察対象者の雇用や協力雇用主の受注の機会の増大を図るための取組を一層推進します。 <li style="margin-bottom: 5px;">2 犯罪をした者等の特性に応じた指導や修学支援の充実 特性に応じた指導や円滑な学びの継続に向けた修学支援を一層推進します。
地方を後押し	犯罪をした者等に対する支援等に関する地方公共団体の取組を促進します。	<ol style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 5px;">3 地域のネットワークにおける取組の支援 刑事司法手続を離れた者を含む犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるよう、地域の支援ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援します。 <li style="margin-bottom: 5px;">4 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 地方公共団体が、地方再犯防止推進計画の策定など地域の実情に応じた再犯防止施策を検討・実施することができるよう、必要な情報提供等を積極的に実施します。
民間のチカラを結集	犯罪をした者等に対する「息の長い」支援を支える民間の活動を促進します。	<ol style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 5px;">5 民間協力者の確保 幅広い年齢層や多様な職業の国民に保護司・協力雇用主を始めとする民間協力者として活動してもらえよう、積極的な働き掛けを実施します。 <li style="margin-bottom: 5px;">6 地域社会における居場所の確保 一時的な居場所である更生保護施設・自立準備ホームや定住先となる住居の確保を進めるとともに、住居提供者に対する支援を充実します。
新たな挑戦	重要事項について、新たな取組の導入も含めて検討を行います。	<ol style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 5px;">7 一層効果的な入口支援の在り方の検討 一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方について検討を行います。 <li style="margin-bottom: 5px;">8 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討 刑の一部執行猶予制度の運用状況や地域の医療機関等の整備状況等を踏まえ、海外における各種拘禁刑に代わる措置も参考にしつつ、効果的な再犯防止方策について検討を行います。 <li style="margin-bottom: 5px;">9 更生保護事業の在り方の検討 更生保護施設に犯罪をした者等の処遇の専門施設としての機能が求められていることなどを踏まえ、更生保護事業の在り方の見直しに向けた検討を行います。 <li style="margin-bottom: 5px;">10 再犯防止活動への民間資金の活用等の検討 再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等を支援するため、持続可能な基金の創設など、民間資金の活用方策について検討を行います。

資料：法務省 HP

■ 更生保護における犯罪予防活動

犯罪予防活動とは、犯罪や非行の予防のために、国民の理解促進や犯罪の原因となる社会環境の改善等に努める活動のことです。

社会を明るくする運動もこうした犯罪予防活動の一つです。



資料：法務省 HP

基本目標 2 支え合う地域環境を共に創る

基本施策 2-1 つながり支え合う環境づくり

① 地域交流の場・機会の充実

地域住民がつながり支え合う活動として、自治会活動、各種団体活動が行われています。地域のつながりを希薄化させないよう地域住民に寄り添い、様々な課題を抱えている人の把握に努めるとともに、交流の場や機会の提供体制を検討していきます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・地域活動などに積極的に参加し、交流の機会を大切にしましょう。
地域・団体・事業所	・村民との協働による地域福祉活動を積極的に推進しましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・子ども、障がい者、高齢者等、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

② 地域のネットワーク・連携の強化

少子高齢化や核家族化の進行等により地域の関係が希薄化する傾向にある中、本村では、それぞれが顔の見える関係づくりに努めています。

地域の福祉力強化のためには、地域住民、活動団体、関係機関等、地域のネットワーク・連携が不可欠となるため、個人のプライバシーにも配慮しつつ、地域に関わるすべての人が連携しながら相互に支え合う地域づくりを推進します。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所、地域の人たちと積極的にあいさつを交わし、地域のつながりを深めましょう。 ・地域行事に積極的に参加しましょう。
地域・団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と連携しながら一人暮らし高齢者や障がい者、育児・子育て家庭が地域から孤立しないよう、日頃から交流・支援に努めましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との連携を強化し、地域で支え合うしくみづくりを検討します。

③ 住民や地域が主体となる活動の普及

本村では、ボランティア活動や老人クラブ活動など地域住民が主体となる活動を展開しています。

地域福祉への理解と参加を広げていくため、村民や地域が主体となる地域活動の普及に向け支援体制の強化に努めます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の出来事を我が事と捉え、積極的な活動に努めましょう。
地域・団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に向けて活動の情報を積極的に発信しましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的な地域活動の普及に向けて、活動団体などを支援する体制を整備します。

基本施策2-2 安全・安心に生活できる環境づくり

① 防犯等安全対策の推進

防犯等の安全対策として、年末から年始にかけて防犯指導隊による地域の見守り活動を行っています。

今後も防犯協会や関係機関と連携を図り、地域住民の理解と協力のもと、防犯対策の充実を図ります。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・ 犯罪被害に遭わないよう、普段から防犯知識を身につけましょう。
地域・団体・事業所	・ 村や関係機関と連携し、地域の防犯体制の充実に協力しましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・ 警察署・駐在、防犯協会等と連携し、住民が犯罪に巻き込まれないよう、注意喚起や啓発活動に努めます。

② 災害・緊急時等の支援体制の推進

自主防災組織と連携し、防災訓練等による防災意識の向上を図るとともに、災害・緊急時等の支援体制を整備しています。また、関係課で連携し、避難行動要支援者の把握に努めているほか、民生委員児童委員協議会では「災害時等・避難連絡版」を作製配布し、一人暮らし高齢者の安否確認を行っています。

災害時や緊急時等に円滑な支援が提供できるよう、支援体制の強化に努めます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・ 日頃から地域の安全に関心を持ち、災害時等に協力しましょう。 ・ 普段から災害時の避難ルート、避難場所を把握しておきましょう。
地域・団体・事業所	・ 日頃から地域ぐるみで災害への備えをしておきましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・ 村民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、災害・緊急時等の支援体制を推進します。

③ 誰もが暮らしやすいまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、自立生活が可能な住まいの確保や住宅改修支援等の制度の周知・普及に努めています。

住宅の確保に加え、道路や公共施設等のバリアフリー化も求められており、ユニバーサルデザイン⁷の視点も取り入れた誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・困っている人を見かけたら、声をかけてみましょう。 ・地域の支え合い活動に参加しましょう。
地域・団体・事業所	・行政等と連携し、バリアフリーへの理解を図り協力しましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・道路や公共施設など暮らしやすい環境づくりに努めます。

⁷ 年齢、性別、文化、身体状況など、様々な個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方。

基本目標3 一人ひとりが福祉を担う意識を共に創る

基本施策3-1 福祉に関する意識の醸成

① 児童生徒への福祉教育の推進

将来を担う子どもたちに対しては、学校での教育を中心に福祉の心を育む取り組みが求められています。

持続可能な地域福祉の推進のため、児童生徒をはじめ、村の将来を担う次の世代を地域全体で育てていきます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・正しい知識を身につけ、子どもたちへの福祉教育に努めましょう。
地域・団体・事業所	・児童生徒へ福祉団体の活動を紹介し、理解を図りましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・青少年に対して福祉に関する意識の向上を図るとともに、互いを尊重し、助け合い、支え合う心を育みます。 ・学校での福祉教育に関する取り組みを支援します。

② 福祉に関する情報提供・意識啓発の推進

福祉についての正しい情報や活動の理解促進に向け、情報提供を積極的に行っています。

今後は福祉団体の活動紹介に加え、福祉に関する意識啓発につながる情報発信に努め、地域住民が共に支え合う意識の醸成に努めます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・福祉に関する情報を収集し、積極的に活動に参加しましょう。
地域・団体・事業所	・地域活動などを通して、福祉への意識啓発に努めましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・地域や事業所等に対して福祉に関する情報提供を積極的に行うとともに、地域福祉への意識啓発を推進します。

基本施策3-2 人材・担い手の充実

① 福祉活動団体等への支援

老人クラブ、母子寡婦福祉会、手をつなぐ親の会（知的障がい）などの福祉団体への活動支援は主に社会福協議会が事務局として行っています。

今後も本村における福祉活動が継続されるよう、福祉団体についての周知に努めます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	・ 団体活動や地域活動に積極的に参加しましょう。
地域・団体・事業所	・ 各種福祉団体の活動も村民との協働で進めましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	・ 今後も継続して地域活動やボランティア活動が行われるよう、住民参加に向けた周知を行います。

② 社会参加の促進、生きがいづくり

老人クラブ活動への支援や生涯学習、スポーツ活動やレクリエーション等、様々な機会、活動を通じた社会参加の促進、生きがいづくりに努めています。

今後も地域活動等に関する情報提供や活動に参加しやすい体制づくりに努め、村民の社会参加や生きがいづくりを推進します。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア活動等に積極的に参加してみましょう。 ・自分の持っている知識や技能、資格等を生かして、地域活動に参加しましょう。
地域・団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の地域活動への参加を奨励しましょう。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の社会参加の機会を創出するとともに、広報誌等を通じて、社会参加につながる情報提供を行います。 ・地域づくりや生きがいづくりにつながるよう、環境整備に努めます。

③ 人材・担い手の確保

地域活動団体等では高齢化による担い手不足が喫緊の課題となっており、関係機関と連携した人材の確保に努めています。

今後も地域共生社会や地域福祉の理解を図るとともに、地域活動等の担い手となる福祉人材の確保に努めます。

■ 行政から個人（村民）・地域・団体・事業所へのメッセージ

	行政からのメッセージ
個人（村民）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや認知症、介護、子育て等について理解を深めましょう。 ・地域活動について理解を深めましょう。
地域・団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の理解を図るとともに、福祉人材の確保につながるよう、積極的に地域活動の周知を行いましょ。

■ 行政の今後の取り組み・方針

	今後の取り組み・方針内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材の確保に向けて、広報誌等の活用や各種講習会等の開催を通じ、地域共生社会や地域福祉の理解を図ります。

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

(中表紙裏 白紙)

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症の高齢者や障がい者等、判断能力が十分でなく、一人では財産の管理や介護・福祉サービスの契約が困難な方を支える重要な手段です。

平成28(2016)年5月には成年後見制度の利用促進に関する法律(以降、成年後見制度利用促進法)が施行され、市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとともに成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めるもの、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされました。

また、平成29(2017)年3月に閣議決定された国が定める成年後見制度利用促進基本計画では市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることが求められました。

令和4(2022)年3月には国が定める成年後見制度利用促進基本計画の第二期が閣議決定され、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とし、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標として市町村計画を定めるよう努めることが求められています。

以上の背景から本項を「風間浦村成年後見制度利用促進基本計画」として定めます。

(2) 計画の位置づけと対象期間

本項は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する「市町村計画」として位置づけます。

また、今回策定する計画は令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間を定めるものとします。なお、計画期間中に法制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 成年後見制度利用に関する現状と課題

(1) 成年後見制度に関する利用実績

本村における成年後見制度に関する利用実績は下記図表のとおりです。また、このほかにパンフレットの配布、広報誌での周知といった活動を行っています。

図表 成年後見制度に関する利用実績
(平成27(2015)年～令和3(2021)年)

制度・事業等		期 間	利用実績
成年後見制度	法定後見	平成27(2015)年～ 令和3(2021)年3月末現在	なし
	任意後見		なし
成年後見制度利用 支援事業	費用助成申請・助成		なし
	報酬助成申請・助成		なし
権利擁護相談等	権利擁護相談		1件(令和3(2021)年)
	成年後見制度に関する相談		1件(令和3(2021)年)

資料：風間浦村(令和3年3月末現在)

(2) アンケート調査結果からみえる今後の課題

今回の地域福祉の推進に向けたニーズを把握するためのアンケート調査において、成年後見制度の認知度に関する設問では「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が56.2%と最も多く、「初めて聞いた」が25.5%、「制度の内容まで知っている」が17.0%と続きます。

成年後見制度の認知度について年齢別にみると、18～29歳では「初めて聞いた」が53.8%と最も多くなっています。30歳以上では回答全体と同様に、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が最も多くなっています。

成年後見制度の利用促進は利用者数を増やすことが目的ではありませんが、必要な方に制度の周知を行うことは必要です。今回のアンケート調査により、18～29歳の半数以上が制度そのものを知らないという結果が出たことから、今後特に若い世代への周知活動に取り組む必要があります。また、30歳以上においても制度の内容までは周知が行き届いていない現状から、制度の内容についてもわかりやすく周知を行っていくことが重要です。

3 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方 及び目標

(1) 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方

地域共生社会は、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、社会全体で支え合いながら共に地域を創っていくことを目指すものです。

成年後見制度はノーマライゼーション⁸、自己決定権の尊重等を基本理念としており、認知症の高齢者や障がい者等、判断能力が十分ではない人の権利擁護を支える重要な手段であり、本人の地域生活を支える役割を果たしています。成年後見制度の利用促進とは利用者の増加を目的とするのではなく、地域において制度の利用を必要とする人が、自分らしく生活することができるよう体制を整備することを目指したものである必要があります。

地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけたうえで、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、利用促進の取り組みをさらに進めていきます。

(2) 目標

(1)の「成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方」を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とし、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標とします。

⁸ 障がいの有無や年齢、社会的マイノリティなどに関係なく生活や権利が保障された環境を作っていくという考え方。

4 具体的な施策

(1) 中核機関及び協議会について

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制のことです。本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割があります。また、専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割もあります。

協議会とは、地域において、専門職団体や当事者団体などを含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみです。

本村における中核機関及び協議会は地域包括支援センターと村の福祉の職員という体制になっております。地域共生社会の実現に向け、今後も権利擁護相談、成年後見制度に関する相談対応等を推進します。

(2) 地域連携ネットワークについて

地域連携ネットワークとは、上記の中核機関、協議会のほかに権利擁護支援チームの3つのしくみからなるものです。権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが協力し、日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握して必要な権利擁護支援の対応を行うしくみです。

権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがない、または身寄りに頼ることが難しい人もいます。権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援の充実を検討します。

また、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進、相談窓口の周知を図ります。

(3) 任意後見制度の利用促進

任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与を制度化したものです。人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から任意後見制度が積極的に活用されていくことが必要とされています。任意後見制度の利用促進を行うため、同制度の周知、相談のしくみづくりを検討します。

(4) 担い手の確保・育成等の推進

認知症高齢者の増加等により、後見人などの担い手の確保・育成等の重要性は増しています。今後課題となり得る担い手の確保・育成に向けた研修の実施等を検討します。

(5) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

市町村長申立てについては、迅速な事務処理体制の整備が求められています。特に身寄りのない人、身寄りに頼ることが難しい人への支援において、適切に実施されることが期待されています。また、虐待等の事案については積極的に市町村長申立てを活用していきます。

成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めること、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、適切な実施内容の検討を行います。

第6章 計画の推進にあたって

(中表紙裏 白紙)

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

誰もが住み慣れた地域で安心して生活するためには行政による取り組みだけでは不十分であり、村民、地域との協働が不可欠です。基本理念である「互いに尊重され、ともに支え合い 誰もが安心して暮らせる 地域共生社会の実現・共創」に基づき、それぞれの役割を担いながら計画を推進していきます。

(1) 村民の役割

村民一人ひとりが福祉に関心を持ち、誰もが自分らしく生活することができるよう、ともに支え合う地域づくりに向けて、積極的な地域活動などへの参加などが期待されます。

生活状況により地域活動などへの参加が難しい場合、地域のつながりが希薄化してしまうことのないよう、日頃から近隣の方へのあいさつや声掛けなどを行い、お互いを気にかけて関係性を築きましょう。

(2) 地域の役割

自治会、民生委員・児童委員、福祉活動団体など、地域づくりを支える各種団体において、公的なサービスだけでは対応が難しい地域課題への積極的な対応が求められます。

地域の中には複合的な困りごとを抱えている方もおり、今後ますます村民、行政との協働が重要となっていきます。各種団体それぞれが今まで以上に福祉への意識の高揚を図るとともに、担い手となる福祉人材の確保に向けた取り組みに努めましょう。

(3) 行政の役割

村民、地域と協働していくうえでの指針となる本計画を策定し、ともに支え合う地域づくりを目指して福祉施策を推進していく役割を担っています。

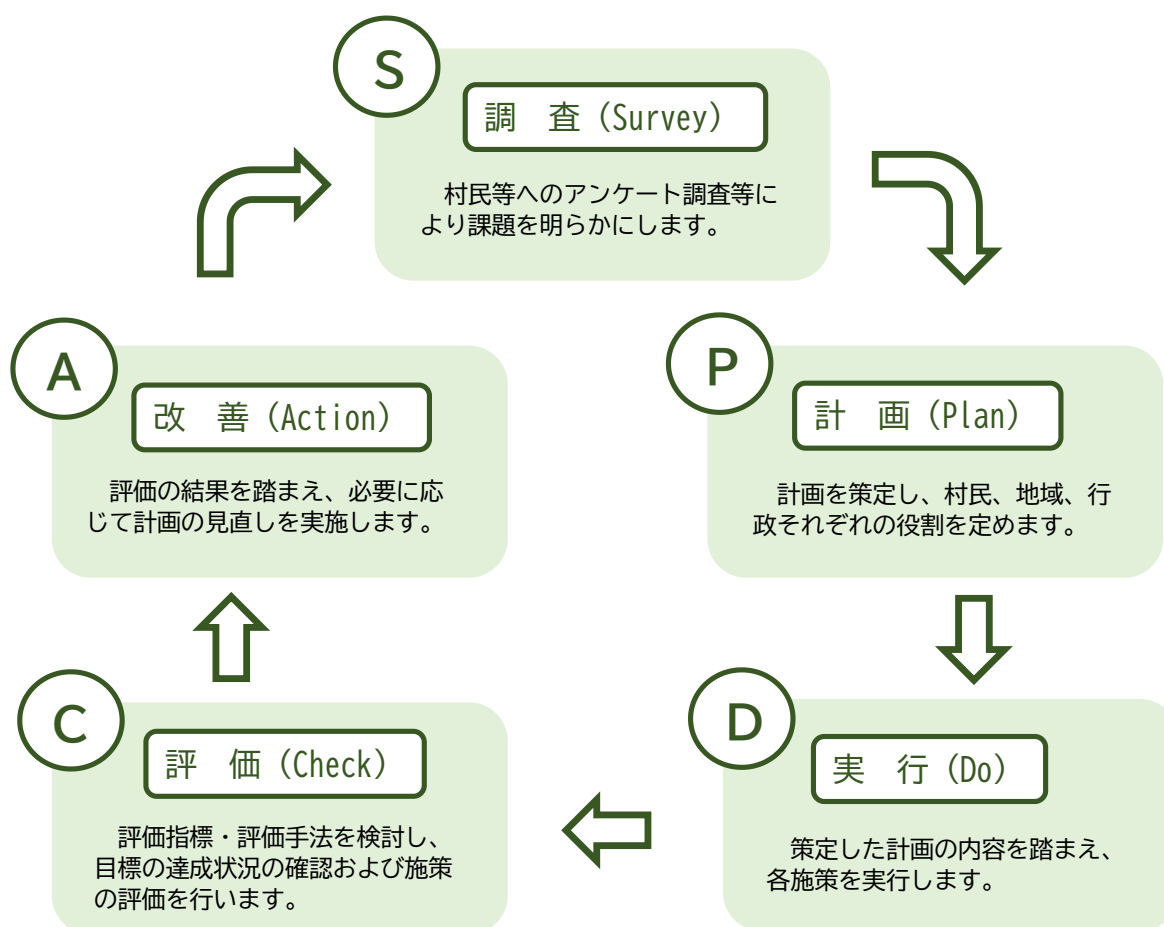
また、関係機関と連携・協力し、地域全体で福祉への意識・関心を高めることができるよう努めるとともに、連携体制の強化を図ります。

2 計画の進行管理・評価

本村の保健福祉施策全体との整合性のとれた施策の推進を図るとともに、庁内で連携をとりながら地域福祉の推進に向けた取り組みの進捗を点検し、計画の進行管理・評価を行います。

計画の進行管理・評価方法については、「S (Survey)」で調査を行い、「P (Plan)」で計画を立て、「D (Do)」で実行し、「C (Check)」で評価し、「A (Action)」で見直しを行う「SPDCAサイクル」を活用します。

図表 SPDCAサイクル



資料編

(中表紙裏 白紙)

資料編

1 計画策定の経過

■ 風間浦村地域福祉計画策定の経過

年月日	調査・委員会等	概要
令和3年12月1日	第1回 風間浦村地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">・策定方針（案）・アンケート調査について・策定スケジュール
12月	<ul style="list-style-type: none">・住民意識及び地域ニーズ把握調査・各種団体等へのニーズ意向調査	<ul style="list-style-type: none">・村在住の18歳以上の方及び村内地域活動団体を対象に、地域福祉に関するアンケートを実施
令和4年5月27日	第2回 風間浦村地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">・各種調査結果の報告・地域福祉計画（骨子案）の検討・パブリックコメントの実施について
7月1日～14日	パブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none">・風間浦村ホームページで掲載・風間浦村役場及び総合福祉センターげんきかんにて閲覧
7月28日	第3回 風間浦村地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉計画（案）の検討・パブリックコメントの結果報告

2 風間浦村地域福祉計画策定委員会設置要綱

風間浦村地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和3年10月1日

要綱第15号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、村の地域福祉計画の策定を円滑に行うため、風間浦村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 地域住民代表者
- (2) 保健、医療又は福祉に関係する団体・事業者の代表者
- (3) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会の会議は村長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長があたる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、村民生活課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員が委員会に出席した場合は、風間浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第5号)の定めるところにより支給する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

3 風間浦村地域福祉計画策定委員会委員名簿

■ 風間浦村地域福祉計画策定委員会委員

(敬称略)

No.	氏名	区分	所属	備考
1	八谷 宏	地域住民代表者	下風呂自治会	～令和4年 3月
	一戸 正夫			令和4年4 月～
2	坪田 久雄	地域住民代表者	桑畑自治会	
3	山田 好弘 (副委員長)	地域住民代表者	易国間自治会	
4	熊谷 誠四郎	地域住民代表者	蛇浦自治会	
5	鹿角 節子	地域住民代表者	人権擁護委員	
6	中津 耕太郎	保健医療福祉団体	風間浦村社会福祉協議会	
7	蛸嶋 正男 (委員長)	保健医療福祉団体	風間浦村民生委員児童委 員協議会	
8	原子 恒子	保健医療福祉団体	風間浦村赤十字奉仕団	
9	佐藤 典仁	保健医療福祉事業者	グループホームいこくま荘	

(任期) 自 令和3年12月1日
至 計画の策定が完了するまで

(事務局) 村民生活課

青森県 風間浦村
第一次地域福祉計画

令和4年●月 発行

発行 風間浦村
編集 風間浦村 村民生活課

〒039-4502

青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目 11-2
(風間浦村総合福祉センター「げんきかん」内)

TEL 0175-35-3111 FAX 0175-35-3733

ホームページ <http://www.kazamura.jp/>